

日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」と 旧軍港市転換法

山 本 理 佳

I. はじめに

本稿は、旧軍港市と呼ばれる横須賀市（神奈川県）、呉市（広島県）、佐世保市（長崎県）、舞鶴市（京都府）の四市連携にもとづく日本遺産認定と、同じく四市のみに適用されている特別法「旧軍港市転換法」（以下、軍転法）の運用実践との関連性をとらえるものである。日本遺産は2015（平成27）年から開始された文化庁所管の認定事業であり、本稿が対象とするのは2016（平成28）年認定の「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本の近代化の躍動を体感できるまち～」（以下、日本遺産「鎮守府」）である。鎮守府とは戦前の旧海軍が四市に設置した重要拠点機関である。近年、これら四市では、この旧海軍の歴史を中心とした観光資源化が進められており、当該日本遺産の認定につながった。一方、軍転法は1950（昭和25）年の戦後復興期に旧軍施設の転用を促進することを目的として制定され、現在も機能しているものである。四市は連携して、この法運用にあたってきた。本稿ではとくに、日本遺産認定・運用に軍転法運用がいかに関連しているか、そして日本遺産認定が軍転法運用にいかなる影響を与えるのか、2つの方向性から明らかにしていきたい。

山本（2020）では、とくに戦後長きにわたって維持されてきた旧軍港市転換法の運用についてとらえ、約70年にわたっていかに運用されてきたのかをとらえた¹⁾。そこでも少し触れたが、本稿はその運用の先にこの日本遺産の取り組みがあることを示す。軍転法関連事業が近年広がりを見せており、日本遺産ともつながりがあることは、檜楨（2017）²⁾や石丸（2019）³⁾など都市政策的研究で指摘されている。また、日本遺産については文化庁がひとまずの目標とした2020年までの認定が終了し、それらを総括する研究もなされるようになってきている⁴⁾。そして、本稿で対象とする四市あるいは「鎮守府」や「軍港」といった側面の観光化についても、須賀（2017）⁵⁾や石田ほか（2019）⁶⁾などがその実態をとらえている。

このように近年では本稿の研究テーマにも関連する研究がなされるようになってきている。ただしここで注目するのは、軍転法運用と日本遺産に関わる取り組みとがどのように交錯するのかであり、さらにその理念的／象徴的な側面にも注目したいと考える。たとえば上杉（2014）⁷⁾は呉市を事例として、現実とある意味乖離している軍転法理念が戦後の都市形成の中でどのように維持されているかととらえた。現在も日本有数の軍事（防衛）拠点であり続ける旧軍港四市は、この軍転法が設定した「平和産業港湾都市」という理念を重視し、旧軍施設の転用処理を粛々と続けてきた。筆者はその象徴的な実践もとらえつつ、日本遺産という新たな枠組みがどのように重なり、また変化するのか、といった点もとらえたい。

Ⅱ. 四市の連携と日本遺産認定

1. 日本遺産の概要と日本遺産「鎮守府」の特徴

「日本遺産」は、文化庁が2015（平成27）年より開始した認定事業である。同庁が長年構築してきた従来の文化財制度とは一線を画した事業であり、認定単位も地域の文化・伝統を語るストーリー、構成遺産も有形・無形など様々な要素が含まれる。従来の文化財行政と比較すると、保存から活用への明確な方針転換が具現化したものとして位置づけられる⁸⁾。創設のいきさつから、2010年代以降のクールジャパン戦略の一環あるいは世界文化遺産登録の後押しとしての役割をもつもの、すなわち世界に向けた日本文化の発信が意図されたものであった⁹⁾。そのことは当該名称からも推測しうるものであろう。

これまでの日本遺産の認定の概要を表1に示した。毎年おおよそ70～80件程度の申請があり、その中から10数件～20件近くが認定されてきた。2020（令和2）年度までの6年で総数104件となっている¹⁰⁾。「ストーリー」を中心として点在する遺産の面的活用に重きが置かれており、各遺産の空間編成は「地域型」と「シリアル型」に分けられる。「地域型」とは単一の市町村での申請の場合であり、それ以外の複数市町村の場合はすべて「シリアル型」となる。その内訳を示したのが図1であり、「シリアル型」が7割を占め、圧倒的に多い。とくに「地域型」には適当とされる条件がついていることから、申請が少ないともされている¹¹⁾。いずれにしろ、この日本遺産は、このように複数市町村にまたがる広域の遺産編成による申請が特徴的であり、またその方向性が推奨されてもいる。

本稿の対象である日本遺産「鎮守府」は、事業2年目の2016（平成28）年に認定された。いずれもが別の県という四市で構成されるシリアル型である。図1でシリアル型の内訳をみると、総69件のうち複数市町村が同一県内で構成されているものが45件であるのに対し、複数県におよぼものは24件であり、当該遺産と同じ4県およびそれ以上の県を含むものはわずか6件に過ぎないことがわかる。このことから、日本遺産「鎮守府」は、シリアル型の中でも広域・拡散型のものと位置づけられる。

表1 日本遺産の概要

年	申請数	認定数	地域型	シリアル型 (うち複数県)
2015	83	18	8	10 (2)
2016	67	19	4	15 (3)
2017	79	17	6	11 (5)
2018	76	13	4	9 (2)
2019	72	16	5	11 (4)
2020	69	21	8	13 (8)
計	446	104	35	69 (24)

文化庁ホームページ公開資料より筆者作成

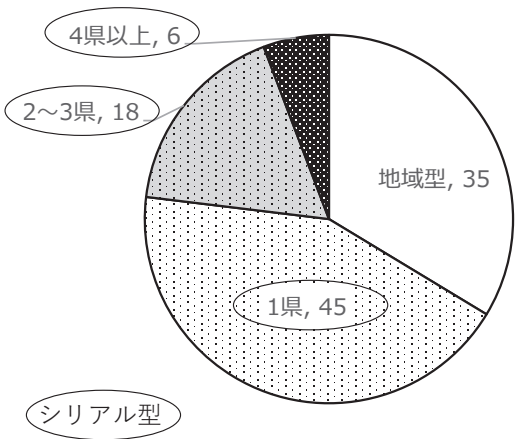


図1 日本遺産のタイプ別内訳

文化庁ホームページ公開資料より筆者作成

2. 日本遺産「鎮守府」の連携を生み出した背景

ここではそのような広域の連携がどのようにしてなされたのかをとらえておきたい。ここには当該遺産の極めて特異な事情が背景にある。四市に共通する鎮守府は戦後は旧海軍とともに廃止されるものの、その後海上自衛隊の地方総監部が同じように四市に置かれ、連続性が強い。ただし戦前・戦後とも軍事組織における連関であり、とくに地域行政的な関係性などは強いわけではなかった。その中で、四市の連携は戦前には海軍助成金、戦後には軍転法で確立・維持されてきた。海軍助成金とは、1923（大正12）年以降1945（昭和20）年まで、旧海軍から鎮守府が設置してある四市（横須賀・呉・佐世保・舞鶴）に対して支払われた補助金である。とくに大正期には各鎮守府に併設された工廠施設の増強により人口が急増し、社会インフラや学校など行政サービスの需要が急拡大した。ところが軍事施設はすべて官営で税金の徴収ができず、市民らの税金のみではこれらの需要に対応できない。そうした窮状は四市いずれにも共通するものであったことから、行政を軸とした連携がなされ、陳情の結果創設されることとなった。それがこの海軍助成金である¹²⁾。一方軍転法は、1945（昭和20）年の敗戦とともに、各市に残された軍事関連施設を、転用促進していくために1950年に制定された法律である。四市が戦前の連携を前提としながら、同地区内選出の国会議員等にも働きかけた結果、四市のみに摘要される特別法として、住民投票を経て成立した。その後1950年代前半には、朝鮮戦争後の日本の再軍備化により四市の再軍事拠点化が進むも、軍転法にもとづく旧軍施設の転用は四市の密な連携のもとに維持されてきた。そして2020（令和2）年には軍転法施行70周年を迎えた。このように、四市の連携は地域の財政状況を背景とした、より実務的な形で結びついていたのである。

四市は軍転法成立後、その処理業務推進のために旧軍港市振興協議会（以下、振興協議会）を結成した¹³⁾。この協議会の事業内容を示したものが表2である。軍転法にもとづく旧軍施設の転換処理業務のほかにも、様々な四市連携業務が担われている。まず、1950年代後半から1970年代初頭にかけては、駐留米軍施設・自衛隊施設所在にもとづく各地方行政への補助金等の交付体制を、国が法的に整えていく中、その要請・調整に関する業務を担うようになっていった。また、1978（昭和53）年以降は四市長で構成される正副会長会議の会合が各市持ち回りで開催されるようになり、その都度各市の抱える様々な問題が共有され、各省庁との調整もなされていった。山本（2020）でも示したが、そもそも1970年代までに軍転法の転換案件はある程度収束し、その後は停滞していくことも背景にある。とくに四市長が会して決議した事項やそれにより申し入れされた要請などは、度々新聞報道で取り上げられており、その主なものとして、1980年代から1990年代にかけての非核アピールや核兵器廃絶に関する決議がある¹⁴⁾。また、1990年代から2000年代にかけては地域の防災・安全にかかわる問題への要請・申し入れが国や駐留米軍に対してなされている¹⁵⁾。そして2010年代には、本稿でとりあげる日本遺産認定事業の連携のほかにも、2012（平成24）年の災害時における旧軍港市相互応援に関する協定の締結¹⁶⁾ および2018（平成30）年7月の呉市の豪雨災害を受けて、防災連携・協力に向けた防災担当者会議も設置され、さらに事業範囲は拡大している。

とくに、日本遺産に関しては、図2に示す通り、振興協議会内に旧軍港市日本遺産活用推進協議会（以下、推進協議会）が設置され、推進協議会の規約も新たに作成された。振興協議会は旧軍港市の四市長から成る正副会長会議のもと、それぞれ市行政内の転換処理を行う部署で構成される形であったが、そこに各市の行政の関係部署のみならず観光協会や商工会議所も含む推進協議会が設置された。このように、近年では防衛関連施設に関わる事業のみならず、文化遺産を含む観光・文化

面、防災に関わる都市政策的側面でも、この振興協議会を中心とする四市連携が進められている。

表 2 旧軍港市振興協議会の事業概要・変遷

	1950	1960	1970	1980	2000	2010
軍転法業務	軍転法業務（会議・省庁（財務省）調整・審議会・報告） ※ 1950 旧軍港市転換連絡事務局・旧軍港市転換促進議員連盟発足 ※ 1954 旧軍港市振興協議会発足					
補助・交付金要請	米軍施設所在による補助・交付金要請業務（会議・省庁調整） ※ 1957 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 ※ 1970 施設等所在市町村調整交付金交付要綱 自衛隊施設所在による補助・交付金要請業務（会議・省庁調整） ※ 1966 防衛施設周辺の整備等に関する法律 ※ 1974 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律					
市長会議	1978 ～ 四市長による正副会長会議（四市持ち回りで開催） ※ 1984 非核アピール・1992 核兵器廃絶 決議採択					
防災	2012 災害時における旧軍港市相互応援に関する協定 2019 旧軍港市防災担当者会議					
日本遺産	2016 旧軍港市日本遺産活用推進協議会発足					

旧軍港市振興協議会資料より筆者作成

日本遺産に関わる文化的側面での四市の関わりは、近代建築・近代化遺産に関連する動きおよび食文化に関連する動きが背景にあった。まず近代建築に特徴的な「赤煉瓦」をまちづくりに活用しようとする動きのもと、「赤煉瓦ネットワーク」という全国的団体組織の設立があった。1989（平成元）年の舞鶴市職員の横浜視察をきっかけに、翌年舞鶴市で赤煉瓦シンポジウムが開催され、1991（平成3）年には全国の7団体、約千人の会員参加によって設立された¹⁷⁾。その発足会は横浜で開催され、翌1992（平成4）年以降参加団体のある地域で全国大会が年1回開かれてきた。詳細を示したものが表3であり、舞鶴市が横浜とともに、立ち上げ時およびその後の大会開催などから主導的立場にあったことがとらえられる。さらに1990年代半ばから2000年代初頭にかけて、呉、佐世保、横須賀も開催地として尽力していたこともうかがえる。四市には、明治～大正期にかけて旧海軍が建設した様々な近代建築（とくに赤煉瓦製）が多く残存していたことが関係している。

いま一つ、近代化遺産に関しては、文化庁が1990（平成2）年に開始した全国調査などが進み、合わせてそれら近代化遺産が所在する地方公共団体を中心構成員とする全国近代化遺産活用連絡協議会（以下、全近）が1997（平成9）年に結成された。翌1998（平成10）年からは全国大会が開催され、さらに2005（平成17）年からは10月20日を「近代化遺産の日」とし、その前後の一定期間に各地で近代化遺産を公開する「全国一斉公開事業」がなされるようになった。表4はとくに全国大会の開催状況を示したものであり、本稿が対象とする四市についてみると、2005（平成17）年の横須賀を始め、2010年代には他の三市も開催地となった。なお、全近の会長市となっているのは1998（平成10）年以降が桐生市、2007年以降が舞鶴市であり、現在に至っている。

さらに食文化に関連する動きとしては、1990年代半ば以降、舞鶴と呉の肉じゃが、横須賀の海軍カレー、佐世保のビーフシチューといった形で、各市が軍ゆかりの和洋食メニューの発祥を宣言し、まちづくりに生かそうとする動きが出てきた¹⁸⁾。そうした中、四市合同での「旧軍港四市グルメ交

流会」が1999（平成11）年以後開催されるようになり、毎年各市持ち回りで行われてきた¹⁹⁾。各市の既存のフェスティバルやイベントに合わせて行われる形が多く、市および団体関係者の交流が進むことともなった。

以上より、主に1990年代以降、各市関係者や市民団体なども巻き込みつつ、歴史および食に関わる文化資源活用の動きが活発化し、四市の情報および人的交流が盛んになっていった。ことに舞鶴市は全国的な動きにおいても、主導的な役割を担ってきたことがとらえられ、また他の三市もある程度の存在感を示しつつ、それらの動きの一端を担ってきたことがうかがえる。四市ではこのように民間レベルでの交流が進む中、日本遺産の認定事業が開始されることを受けて、連携することとなった。そしてその検討・申請といった具体的実務機能を、振興協議会が担うものとなった。振興協議会は長年にわたり四市連携を担ってきた実績を持つこと、また近年では本務の

転用業務が減少してきたことから、2015（平成27）年2月には振興協議会内で新たな四市連携の取り組みが検討されることとなった。ことにそれまでの約20数年におよぶ旧海軍に関わるグルメ交流会の連携実績とともに、近代化遺産関連の取り組みも各市行政および市民団体間でなされてきたことから、近代化遺産を活用した取り組みに関する検討がなされた。同年7月には日本遺産申請に関する四市長の合意がなされ、以後4市の検討会議が6回、文化庁との協議が5回、と多くの検討を経て、翌2016（平成28）年2月に代表市を呉市として広島県教育委員会を通じて文化庁への申請がなされた²⁰⁾。そして同年4月、日本遺産に認定された。

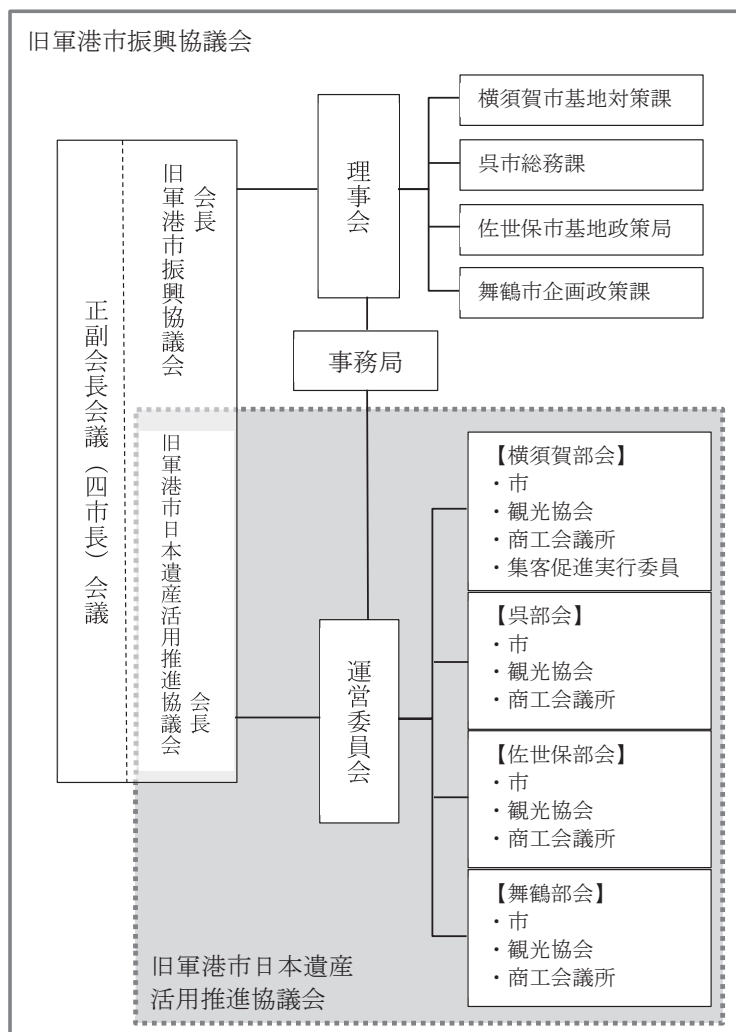


図2 日旧軍港市振興協議会組織（2018年4月時点）
旧軍港市振興協議会資料より筆者作成

表3 「赤煉瓦ネットワーク」大会開催状況

年	出来事
1989	舞鶴市職員による横浜視察
1990	シンポジウム・総会 舞鶴（京都府）
1991	発足会 横浜（神奈川県）
1992	横浜大会（神奈川県）
1993	舞鶴大会（京都府）
1994	江別大会（北海道）
1995	呉大会（広島県）
1996	愛知大会（碧南市・常滑市）
1997	喜多方大会（福島県）
1998	赤煉瓦大阪楽会シンポジウム（大阪府）
1999	舞鶴大会（京都府）
2000	富岡大会（群馬県）
2001	佐世保大会（長崎県）
2002	呉大会（広島県）
2003	横浜大会（横浜市・横須賀市）
2004	江別大会（北海道）
2005	半田大会（愛知県）
2006	日南大会（宮崎県）
2007	門司大会（福岡県北九州市）
2008	東京大会（東京都）
2009	糸魚川大会（新潟県）
2010	北海道大会（札幌市・小樽市）
2011	横浜大会（神奈川県）
2012	敦賀大会（福井県）
2013	関門大会（福岡県）
2014	富岡大会（群馬県）
2015	舞鶴大会（京都府）
2016	半田大会（愛知県）
2017	敦賀大会（福井県）
2018	横浜大会（神奈川県）
2019	岸和田・泉州大会（大阪府）
2020	市川大会（千葉県）：延期で未実施

表4 全近の大会開催状況

年	出来事
1990	文化庁による全国近代化遺産総合調査開始
1995	近代化遺産全国会議 群馬県前橋市
1997	全近設立総会 群馬県松井田町
1998	全近第1回大会開催 群馬県桐生市
1999	全近第2回大会開催 富山県高岡市
2000	全近第3回大会 神奈川県横浜市
2001	全近第4回大会 静岡県静岡市
2002	全近第5回大会 岩手県盛岡市
2003	全近第6回大会 北海道士幌町
2004	全近第7回大会 福岡県大牟田市
2005	全近第8回大会 神奈川県横須賀市 近代化遺産全国一斉公開事業開始
2006	全近第9回大会 兵庫県朝来市
2007	全近第10回大会 愛媛県新居浜市
2008	全近第11回大会 大阪府大阪市
2009	全近第12回大会 愛知県豊田市
2010	全近第13回大会 北海道小樽市
2011	全近第14回大会 山口県下関市
2012	全近第15回大会 京都府舞鶴市
2013	全近第16回大会 群馬県富岡市
2014	全近第17回大会 鳥取県若桜町
2015	全近第18回大会 長崎県佐世保市
2016	全近第19回大会 秋田県小坂町
2017	全近第20回大会 三重県桑名市
2018	全近第21回大会 広島県呉市
2019	全近第22回大会 鳥取県鳥取市

※全国近代化遺産活用連絡協議会は全近と略記した。

赤煉瓦ネットワークの会報『輪環』やフェイスブック、全近HPなどにより筆者作成

Ⅲ. 日本遺産がもたらした軍転法運用における旧軍用財産の意味変化

1. 日本遺産「鎮守府」の概要

以上の状況から認定に至った日本遺産「鎮守府」の概要についてとらえておく。具体的に、様々な（煉瓦造を含む）施設建築物、そして製鉄・造船などの産業施設、橋梁・トンネルなどの土木施設、水源・浄水等の水道関連施設、そして砲台跡などの要塞施設、あるいは絵図や資料も含めて、その構成要素は幅広い。表5は2017年3月に旧軍港市日本遺産活用推進協議会が発行した日本遺産「鎮守府」のストーリーブックに掲載されていた構成要素の概要を示したものである。構成要素はおお

よそ1都市20件で施設は20～40箇所程度、総数80件で施設数は100箇所を超え、他の日本遺産と比べても多い。うち文化財数は少なく、指定文化財が1割で、登録文化財を合わせても2割程度である。多くが先に示した近代化遺産全国調査で把握されてはいたものの、この日本遺産認定で新たな価値づけ・評価をねらったものとみることができる。とくに注目すべき点は公開・見学可能性であり、見学可は総数の半分に満たない47箇所、残りの半分以上が限定的であったり、敷地外からの外観見学であったり、また非公開も多い。これは、現役の水道施設や民間企業の施設であるため公開が難しいこと、また幾つかは米軍や自衛隊などが引き継いでいるためやはり公開が限定的であったり、禁じられていることに要因がある。

表5 日本遺産「鎮守府」の具体的構成要素の概要

市	構成数		公開・見学可能性				文化財	
	要素	施設数	見学可	限定見学可	外観のみ可 (敷地外)	非公開	指定 国・地方	登録 国・地方
横須賀	16	19	7	5 (重複1)	3 (重複1)	5	3	3・市2
呉	17	19	12	2	5	0	2	4・市1
佐世保	27	40	15	1	13	11	1	2
舞鶴	22	29	13	2	6	8	5・府1	2
計	82	107	47	10	27	24	12	14

旧軍港市日本遺産活用推進協議会（2017）²¹⁾ より筆者作成

では具体的にこれらはどのような「ストーリー」で価値があるものとされているのか。以下は当該遺産の概要である。

明治期の日本は、近代国家として西欧列強に渡り合うための海防力を備えることが急務であった。このため、国家プロジェクトにより天然の良港を四つ選び軍港を築いた。静かな農漁村に人と先端技術を集積し、海軍諸機関と共に水道、鉄道などのインフラが急速に整備され、日本の近代化を推し進めた四つの軍港都市が誕生した。百年を超えた今もなお現役で稼働する施設も多く、躍動した往時の姿を残す旧軍港四市は、どこか懐かしくも逞しく、今も訪れる人々を惹きつけてやまない。（日本遺産サイト²²⁾）

すなわち、四市の日本遺産をつなぐストーリーとして、先端技術をもって日本の近代化を推し進めた歴史資源という位置づけがなされている。このように、日本遺産「鎮守府」はかつての旧軍時代の様々な建造物を、各市引いては近代日本をけん引した歴史資源として改めて意義づけるものとなっている。これは戦後四市で軍転法を軸として長きにわたって維持されてきた旧軍施設への見方とは異なるものでもある。以下ではそのことをとらえておきたい。

2. 軍転法施行周年記念行事の開催

先にも示したように軍転法は、戦前軍事施設であったものを、敗戦後の地域復興に役立てるため、その転用を促進することを定めたものである。とくに鎮守府が置かれた四市はその基盤であった軍事施設の規模も大きく、その転用如何が都市発展を左右する、極めて重要なものと考えられたことから、四市のみに適用される特別法として制定された。その後、四市の再軍事拠点化で停滞を余儀なくされつつも、転用処理は粛々と行われ、さらに四市および各市では10年ごとに法施行の周年記念行事が開催されてきた。ことに軍転法は当初、戦後復興を見据えた期間限定の時限立法とも言わ

れていた。いつ廃止となるかもわからない中、その必要性のアピールには四市ともに力を注いだものと考えられる。

表6には四市合同の周年記念行事について示した。1990年の40周年まではほぼ同様の形で式典形式の祝賀行事が行われた。招待者は毎回300名近くにおよび、閣僚（総理大臣、大蔵／財務大臣含）、国会議員（衆参両院長含）、省庁関係者、そして四市側の財界等の関係者などが含まれ、そのうち出席者はおおよそ100名前後であった。10周年の際には「かくて、ささやかながらも旧軍港市の罩めた深謝の微意は参列者諸賢に遺憾なくうけ入れられ、同時に又、寄せられた示唆に富む御祝辞の数々や参列者各位から賜った激励のお言葉は、旧軍港市当局や関係者を感激の境地に導いて今後における振興諸方策の推進を一層強くし、誠に意義深さを覚えるものがあった。」²³⁾と総括され、20周年の際にもほぼ同様の総括がなされている²⁴⁾。30周年時の開催趣旨は、「旧軍港市転換法施行30周年を迎え、この法律が旧軍港四市の復興と繁栄に多大な役割を果たしてきたことに鑑み、関係各位に対し感謝の意を表すと共に、この機会に法の精神とその意義及び今後の課題等につき理解と認識を深めていただき、各位の今後の一層の尽力を期待し、開催するものである。」²⁵⁾とされ、40周年もこれを踏襲していた。開催は東京都内であり、いわば法律の意義を明確に提示し、その維持と運用に対する感謝とお願いを中央政治家・官僚に表明することに主眼があったことがとらえられる。

表6 軍転法周年記念行事（四市合同開催分のみ）

年	月	日	行事	内容	会場	出席者数 (招待者数)
1959	6	30	施行10周年	式典・祝賀会	八芳園南亭（東京都）	112 (263)
1970	10	8	施行20周年	式典・祝賀会	迎賓館（東京都）	81
1980	9	9	施行30周年	式典・祝賀会	日本都市センター会館 （東京都）	110 (270)
1990	9	28	施行40周年	式典・祝賀会	麹町会館（東京都）	94 (299)
2000	7	11	施行50周年	記念講演会	日本都市センター会館 （東京都）	99 (321)
2010	5	22	施行60周年	記念講演会・まちづくり 報告	舞鶴商工観光センター （京都府）	222 (219)
2020	11	5	施行70周年	記念式典・まちづくり 報告	東京都内ホテル	コロナ禍により 中止

旧軍港市振興協議会資料などにより筆者作成

2000年の50周年以降は若干状況が変化してきている。40周年まではここに示した四市合同の記念行事とともに、各市でも記念行事が執り行われていたが、50周年以降は行事として開催された記録は横須賀市²⁶⁾以外得られておらず、記念誌の発行や行政広報等での特集にとどまった市が多かったようである。また、それまでの式典・祝賀会の形式をとった記念行事は50周年から記念講演会や各市のまちづくり報告なども含むようになった。2010年の60周年では四市合同では初めての地方開催となり、舞鶴市でなされた。この時は市民向けに広報もなされ、これまでで最も多くの出席者を集めるものともなった。70周年では再度東京での開催が予定されたものの、同年（2020年）の世界的な新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響により、中止となった。

3. 軍転法における旧軍施設への視線

このように、四市は怠りなく、とくに10年ごとの周年記念においては軍転法の意義を確認し続けてきた。本節では、その中での「旧軍施設（旧軍用財産）」の意味・位置づけについて具体的にとらえる。表7は、各周年で発行された記念誌における軍転法の効果とその必要性を端的に提示した箇所を示したものである。協議会側の見解ということで、協議会会長挨拶部分もしくは冊子内で軍転法の（歴史的）概要を説明した項目から引用した。

それぞれに特徴的なのは、まず10周年時点ではその効果よりもまだまだ道半ばであること、すなわち軍転法の必要性の主張に力点が置かれている点である。そして20周年までは、駐留軍の存在や防衛基地が、平和産業に向けた旧軍用財産の転用という軍転法の目的に困難をもたらしているものとして、示されている。また、それゆえに、軍転法がいまだ四市に重要かつ必要なものである点が主張されている。30・40周年では道半ばというより、戦後の数々の軍転法による転換事業が各都市に大きな役割を果たしたことが明確に総括されるようになった。その中で「多くの困難に直面し」たことは示されるものの、それらと関連づけた米軍・自衛隊への言及はなされなくなり、さらに今後の展望は米軍からの返還施設の転活用か防衛施設の集約移転と可能な範囲内の事業にとどまる記述となった。この頃には、それだけ米軍・自衛隊施設は動かし難く、これ以上の転用は厳しいことが認識されていた結果であろう。軍転法の必要性はそうした制約的状况の中で、平和産業港湾都市の理念のもとに構築される都市の全体計画に位置づけて主張されるものとなった。いわば直接的な転換事業は過去の功績として、今後においてはその都市計画の核・理念として軍転法の必要性が語られるようになった。ここから、旧軍施設はそれまでの「転活用すべき存在」から「戦後の都市復興（再建）や発展に貢献した存在」としての側面が強調されるようになったことがうかがえる。

50周年以降は振興協議会の挨拶部分のみならず、転換法そのものの歴史的概要を提示する部分にも同様のことが示されるようになった。ここでは同じく「都市に貢献した存在」としての側面は引き継がれた一方で、30・40周年で後景化した「転活用すべき存在」としての側面が再び強調されるようになり、軍転法の転換事業の必要性もより直接的に表現されるようになっていく。この頃には国有財産払下げの優遇等が再検討されていくこともあり、その必要性がより強調される傾向が強くなったとも考えられる。2016（平成28）年の日本遺産認定を経た70周年記念誌でも同様の傾向であるが、そこに追加されたのが「その歴史性が活用されるべき存在」としての旧軍施設の新たな側面である。「四市に残る貴重な近代化遺産」や「軍港そして鎮守府が置かれたまちの歴史的価値」はまちづくりに生かされるべき点として明示されている。軍転法業務上の「旧軍施設（旧軍用財産）」は長く平和産業港湾都市への転換に向けて転用されるべき対象、あるいはその転用によって都市に多大なる貢献を果たした存在、という位置づけであった。ここに、日本遺産認定が同じく平和産業港湾都市に向けてその歴史性を踏まえた活用すべき資源としての側面が盛り込まれるようになった。それまで一切記されてこなかった「鎮守府」という戦前の軍組織の中の一機関の表現も、その日本遺産と関連して提示されるものとなった。そこには「軍事」という側面の転換を是としてきた実践に、明確な変化をもたらしていることがとらえられよう。

表7 各周年記念誌で示された軍転法の効果と意義

記念誌	項目	軍転法の効果	軍転法の必要性
10 旧軍港市振興協議会事務局（1959）『旧軍港市のよここび—旧軍港市転換法十年記念式典の記—』	協議会 会長挨拶	巨大な旧軍用の国有財産を転活用することによって、旧軍港市を平和産業港湾都市に転換再建することが、平和日本実現の理想達成に寄与するゆえんであるとの構想による法律案を協議せられ、…旧軍港市転換法が誕生するに至ったのであります。…今日までに審議会の議決を経て旧軍用財産の処理を完了いたしましたものは、譲与二百件、五十九億余万円、譲渡四十六件・約五十八億円に達し、漸くにして各種の産業もその態容を整えようとするに至り、公共の諸施設も逐次整備されつつあるのでございます。	しかしながら、旧軍用財産の処理にいたしましても最終処理の段階に到達したものは、未だその半ばを若干超した程度にとどまり、処理未了のものに将来米駐留軍から返還される対象施設を加えますと、なお、今後処理を必要とするものが相当の量に上る見込みであります。
20 旧軍港市振興協議会事務局（1970）『旧軍港市のよここび—旧軍港市転換法二十年記念式典の記—』	協議会 会長挨拶	今日まで 20 年間、…旧軍施設を平和産業に転換するという意味におきまして、各市ともそうとうの産業を誘致して、生産能力を上げているわけでございますし、又教育施設・その他市民の生活に密着した公共施設にも、旧軍施設を転換する等旧軍港四市とも非常にこの旧軍港市転換法のおかげを受けているわけでございます。	やはり現在の旧軍港四市が、ひとつは防衛基地としてのものをかかえており、そして多面産業港湾都市として伸びていかなければならない。こういう点におきましても、私共といたしましてはやはりこの軍転法は、いぜんとして私共の非常に大きなよりどころとして考えておる訳でございます。
30 40 旧軍港市振興協議会事務局編（1980）『伸びゆく旧軍港市 旧軍港市転換法施行 30 周年記念誌』、旧軍港市振興協議会事務局編（1990）『21 世紀にはばたく旧軍港市 旧軍港市転換法施行 40 周年記念誌』	協議会 会長挨拶	じらい／爾来、四市は旧軍港市転換法にもとづく転換計画及び転換事業の推進に努力を傾注して参／まいりましたが、内外諸情勢の推移変転に遭遇し、転換計画実施上、多くの困難に直面しながらも…、立法の意義にそうべく産業の誘致につとめるとともに転換事業の進捗に鋭意努力を続けております。今までこの法律に基づき旧軍用財産等の処理を完了したものは別表…の通りとなっており、ようやく各種の産業、公共施設もその形態をととのえつつあり、旧軍港市転換法は、四市の再建／再建及び発展に大きな役割を果たしており…ます。 ※下線部は 30 周年誌／40 周年誌で異なる部分	（30 周年誌）今後においては、米軍提供から返還される施設及び未利用施設の有効適切な転活用に努めるとともに、散在する防衛施設を集約移転するなど転換計画の実施に努め、旧軍港市転換法の所期する“平和産業港湾都市”の実現にまいしんしたいと存じております…。 （40 周年誌）今後においては、21 世紀に向けて、旧軍港市転換法の所期する“平和産業港湾都市”の実現にまいしんするため、返還施設及び残されている未利用施設の有効適切な転活用に努めるとともに、個性豊かな平和産業港湾都市を目指した転換計画の実施に努めたいと存じております…。
50 60 旧軍港市振興協議会事務局（2000）『旧軍港市転換法施行 50 年のあゆみ』旧軍港市振興協議会事務局（2010）『旧軍港市転換法施行 60 年のあゆみ』	協議会 挨拶	爾来 50 年、旧軍港四市は、旧軍港市転換法にもとづく転換計画及び転換事業の推進に努力いたしてまいりましたが、その間多くの困難に直面しながらも…、今日まで立法の意義に沿った事業の推進を続けることができました。旧軍港市転換法は、旧軍港四市にとりまして、今日までの再建及び発展の大きな原動力となってきました。	今後においても、21 世紀に向けて旧軍港市転換法をふまえながら、四市の都市発展の充実ははかり、個性豊かで住みよい都市づくりのため、鋭意努力いたしたく存じております。

		旧軍港市から平和産業港湾都市へ	〔旧軍港市転換法による旧軍用財産の転活用〕軍転法では、旧軍用財産を無償又は減額して譲渡するなど特別な措置を講ずるよう定められています。この結果、多くの旧軍用財産が、学校、公園、道路、港湾をはじめとする公共施設に、また、市の産業経済を支える民間企業へと、有利な条件で転活用されることとなり、旧軍港市の再建と発展の原動力となるとともに、計り知れない恩恵を与え続けてきたのです。	〔旧軍港市転換法を切りどころとしての都市発展〕四市は平和産業港湾都市を市是とし、軍転法を切りどころとして発展してきましたが、未だ転活用されていない多くの旧軍用財産が残されています。今後も、これまで進めてきた平和産業港湾都市形成の精神を踏まえながら、…軍転法に基づく転活用をより積極的に推進する必要があります。このような観点から、将来にわたって軍転法の果たす役割は非常に大きなものがあります。
70	旧軍港市振興協議会事務局（2020）『旧軍港市転換法施行 70 周年記念誌』	協議会 挨拶	以来、70 年、四市は、旧軍港市転換法の精神を踏まえながら、転換事業の推進を図り、多くの旧軍用財産が公共施設や地域経済を支える民間企業へと転活用されました。…旧軍港市転換法は、旧軍港四市にとりまして、復興と反映に多大な役割を果たし、大きな原動力となってきました。	今後も新たな時代に向けて、平和産業港湾都市としての更なる発展を図るとともに、現在も四市に残る貴重な近代化遺産などを活用した住みよいまちづくりに鋭意努力をしてまいる所存であります。
		旧軍港市転換法による旧軍用財産の転活用とまちの発展	旧軍港市転換法では、国が四市に旧軍用財産を無償又は減額して譲渡するなど特別な措置を講ずるよう定めています。これまで多くの旧軍用財産が学校・病院・公園・道路・港湾を始めとする公共施設に、また、地域経済をさせる民間企業へと転活用され、旧軍港市の再建と発展の原動力となるとともに、計り知れない恩恵を与え続けてきました。	しかしながら、四市には、いまだ転活用されていない多くの旧軍用財産が残されており、それぞれの新たな都市像を実現するうえで、軍転法の果たす役割は依然大きなものがあります。今後も、これまで進めてきた平和産業港湾都市建設の精神を踏まえ、さらには、軍港そして鎮守府が置かれたまちの歴史的価値を生かしながらまちづくりを推進していきます。

※下線部は、30 周年誌／40 周年誌で記述が若干異なる部分をしめしている。

各周年記念誌（表内提示）より筆者作成

IV. おわりに

本稿では、日本遺産「鎮守府」と軍転法との関わりをとらえた。まずⅡ章では、この日本遺産「鎮守府」における拡散型の四市連携がどのような状況のもとに生み出されたのかをとらえた。1990 年代以降、近代期以降の建築物が赤煉瓦や近代化遺産といった側面から歴史・観光資源として注目されるようになり、四市でも民間レベルで取り組みと交流がなされていたこと、そして食文化の側面からも連携がなされるようになっていたこともあり、文化的側面での四市連携が旧軍港市振興協議会の業務範疇として画策され、日本遺産「鎮守府」が生み出されるに至った。振興協議会内に明確にこの日本遺産関連業務を行う旧軍港市日本遺産活用振興協議会が組織され、正式な業務となった。

さらにⅢ章においては、この日本遺産「鎮守府」の概要とともに、軍転法業務への影響についてもとらえた。この日本遺産の特徴としては軍転法の転用対象である旧軍施設の特徴を示しており、現役の企業施設や駐留軍・防衛施設であることによる見学への制約が多いことがとらえられた。また、ここで価値づけられた旧軍施設の歴史性は、一方で軍転法で「転用されるべき対象」として設定され続けてきた旧軍施設を、新たな形で意味づけるところにもつながっていた。とくに四市によって

軍転法の存在意義は周年の記念行事ごとに不断に主張され続けた。日本有数の軍事拠点には常に軍転法の方針にもとづいて「平和産業港湾都市」を目指し、旧軍施設を転用されるべき対象として提示する。ただし、そこに日本遺産は「旧海軍」の歴史性をもって、当該施設の活用すべき資源としての活用の方向性を新たにもたらしこととなった。

[付記]

執筆にあたって、旧軍港市振興協議会事務局のみなさまに資料提供でご協力を頂きました。厚く御礼申し上げます。本稿は、JSPS 科研費 20K12417 による研究成果の一部である。

注

- 1) 山本理佳 (2020)「旧軍港市転換法の運用実態に関する一考察」、立命館文学 666、215-229。
- 2) 檜 貢 (2017)「旧軍港 4 市の遠隔型連携」、日本都市センター『自治体の遠隔型連携の課題と展望—新たな広域連携の可能性—』、130-148。
- 3) 石丸紀興 (2019)「特別法『旧軍港市転換法』適用都市における都市政策の展開と課題」、広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告 15、1-13。
- 4) ①柳澤伊佐男 (2019)「文化財『活用』のすがた①『日本遺産』」文化遺産の世界レポート <https://www.isan-no-sekai.jp/report/5942> (2020 年 12 月 20 日最終閲覧)、②山下慶洋 (2020)「日本遺産：事業開始から 5 年を経過して」、立法と調査 (参議院常任委員会調査室・特別調査室) 424、30-39。
- 5) 須賀忠芳 (2017)「文化資源を活用した観光施策展開の意義とその課題—京都府舞鶴市を事例に—」、日本国際観光学会論文集、24、43-53。
- 6) 石田 聖・板垣太郎・坂口 慶 (2019)「コンテンツツーリズムイベントの観光客のニーズに関する調査：佐世保鎮守府開庁 130 周年『艦これ』佐世保鎮守府巡りを事例に」、長崎県立大学論集 53 (2・3)、15-40。
- 7) 上杉和央 (2014)「軍港都市〈呉〉から平和産業港湾都市〈呉〉へ」、坂根嘉弘編『地域の中の軍隊 5 中国・四国 西の軍隊と軍港都市』、吉川弘文館、104-130。
- 8) 松田陽 (2018)「保存と活用の二元論を超えて：文化財の価値の体系を考える」、小林真理編『文化政策の現在 3 文化政策の展望』、東京大学出版会、25-49。
- 9) 前掲 4) ①および②。
- 10) もともとオリンピック実施の 2020 年までに 100 件程度の認定を目指したものであり (前期 4) ①)、ほぼ計画通りとなっている。
- 11) 「申請の要件として、本事業の目的等に鑑み、地域型で申請の場合は、文化財保存活用地域計画もしくは歴史文化基本構想、歴史的風致維持向上計画の策定済み市町村、又は世界文化遺産一覧表記載案件もしくは世界文化遺産暫定一覧表記載・候補案件を有する市町村であることが適当とされている。」(前掲 4 ②) また、前掲 4) ①では、この要件の存在が「申請の際の「足かせ」になっているのではないか」という意見もある」として地域型が少ない要因を示す。ただし「その一方、シリアル型は、地域をまたいだ多種多様な文化財を組み合わせられるので、ストーリーが構成しやすいという見方もある。」ともしている。
- 12) 海軍助成金については以下に詳しい。吉良芳恵 (2017)「海軍助成金の成立とその展開—横須賀市を中心に—」、上山和雄編『軍港都市史研究 IV 横須賀編』清文堂出版、131-177。
- 13) 軍転法成立直後の 1950 年 7 月に旧軍港市転換連絡事務局が設置され、同年 12 月に旧軍港市転換促進議員連盟が結成されたが、旧軍港市振興協議会はそれらの発展的解消により 1954 年 4 月に組織されたものである (山本 2020 : 217)。
- 14) たとえば 1984 (昭和 59) 年 9 月には、アメリカの核巡航ミサイル「トマホーク」積載の艦船寄港が話題となったことを受けて、四市長が「非核三原則の厳正な順守と核兵器の廃絶について」というアピール文を公的に発したことが記事に掲載された (1984 年 9 月 5 日朝日新聞夕刊) ほか、1992 年 7 月にも、当時のアメリカのブッシュ大統領が戦術核兵器の撤去声明を受けて、核兵器廃絶を求める声明を決議したことが報道された (1992 年 7 月 30 日朝日新聞朝刊、1992 年 7 月 30 日毎日新聞朝刊)。

- 15) 各種新聞では基地周辺の環境調査要望、不発弾処理などの安全確保要望、そして2001年のアメリカ同時多発テロ以降事前公表されなくなった原子力潜水艦の寄港情報の再公開要望などが、四市長決議（正副会長会議）を受けてなされたことが報道されている。
- 16) 2012（平成24）年9月、これも正副会長会議で四市の災害時における相互応援に関する協定が締結されたことが各種新聞で報じられた（2012年9月29日朝日新聞朝刊、2012年10月3日読売新聞朝刊）。この協定では支援物資提供や職員派遣などが取り決められた。
- 17) 赤煉瓦ネットワーク会報『輪環』および神奈川新聞オンライン記事「赤れんがの建物でまちづくりを「赤煉瓦ネットワーク」が11月に全国大会を開催」<https://www.kanaloco.jp/special/kikaku/minato/entry-37590.html>（2018年10月15日13:40配信、2020年12月30日最終閲覧）
- 18) 前掲5）。
- 19) 毎年10～11月頃に行われており、2001年に予定されていた佐世保大会のみ、同年9月に起きたアメリカの同時多発テロ事件を受けて中止となった（まいづる肉じゃが実行委員会ホームページ <http://www.nikujiyaga.info/?cat=5> 2020年12月30日最終閲覧）。
- 20) 呉市資料および呉市職員への聞き取り調査による。
- 21) 旧軍港市日本遺産活用推進協議会（2017）『鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち』（ストーリーブック）http://www.kyugun.jp/pdf/story_book.pdf（2020年12月30日最終閲覧）。この後各都市で構成要素の追加申請があり、認定されたため、現在の件数はさらに増えている。
- 22) <https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/story035/>（2020年12月25日最終確認）
- 23) 旧軍港市振興協議会事務局（1959）『旧軍港市のよろこび―旧軍港市転換法施行十年記念式典の記―』3頁。
- 24) 旧軍港市振興協議会（1970）『旧軍港市のよろこび―旧軍港市転換法施行二十年記念式典の記―』1頁。
- 25) 旧軍港市振興協議会資料「旧軍港市転換法施行30周年記念式典の実施要領」。
- 26) 横須賀市では2000年10月21日によこすか芸術劇場で軍転法記念式典とトークショーと演奏会が行われていた。この年横須賀市が中核市指定を受けたことも関連している可能性がある（横須賀市資料および協議会職員への聞き取りによる）。

（本学文学部准教授）

The Relationship of Japanese Heritage “The Four Dynamic Coastal Cities of Yokosuka, Kure, Sasebo, and Maizuru: Centers of Japanese Modernization” and “Act on Reconstruction of Cities that Formerly Served as Naval Ports”

by
Rika Yamamoto

This paper reveals that “The Four Dynamic Coastal Cities of Yokosuka, Kure, Sasebo, and Maizuru” which were together registered as a Japanese Heritage Site in 2016 (hereinafter the Japanese Heritage FDDC), and “Act on Reconstruction of Cities that Formerly Served as Naval Ports” (hereinafter ARCNP) are related. First, I examine the way in which the diffuse collaboration among the four cities in the Japanese Heritage FDDC was created. As a result, the four naval cities began to collaborate using regional culture such as food culture and historical culture which was planned as a business of the Council for the Promotion of the Former Naval Port Cities (hereinafter CPFNPC). CPFNPC was organized in 1954 under ARCNP, which resulted in the recognition of being Japanese Heritage.

The historicity of the former military properties brought a new value to the “former military properties”, which had been set up as an “object to be diverted” under ARCNP. In particular, the significance of ARCNP had been constantly asserted by the four cities at every Decennial Celebration of ARCNP. The Former Naval Port Cities have always aimed to be “peaceful industrial port cities” based on the policy of the ARCNP and presented former military properties as objects to be converted. Japanese heritage has brought a new meaning to the former military properties as resources that should be utilized for its military history.